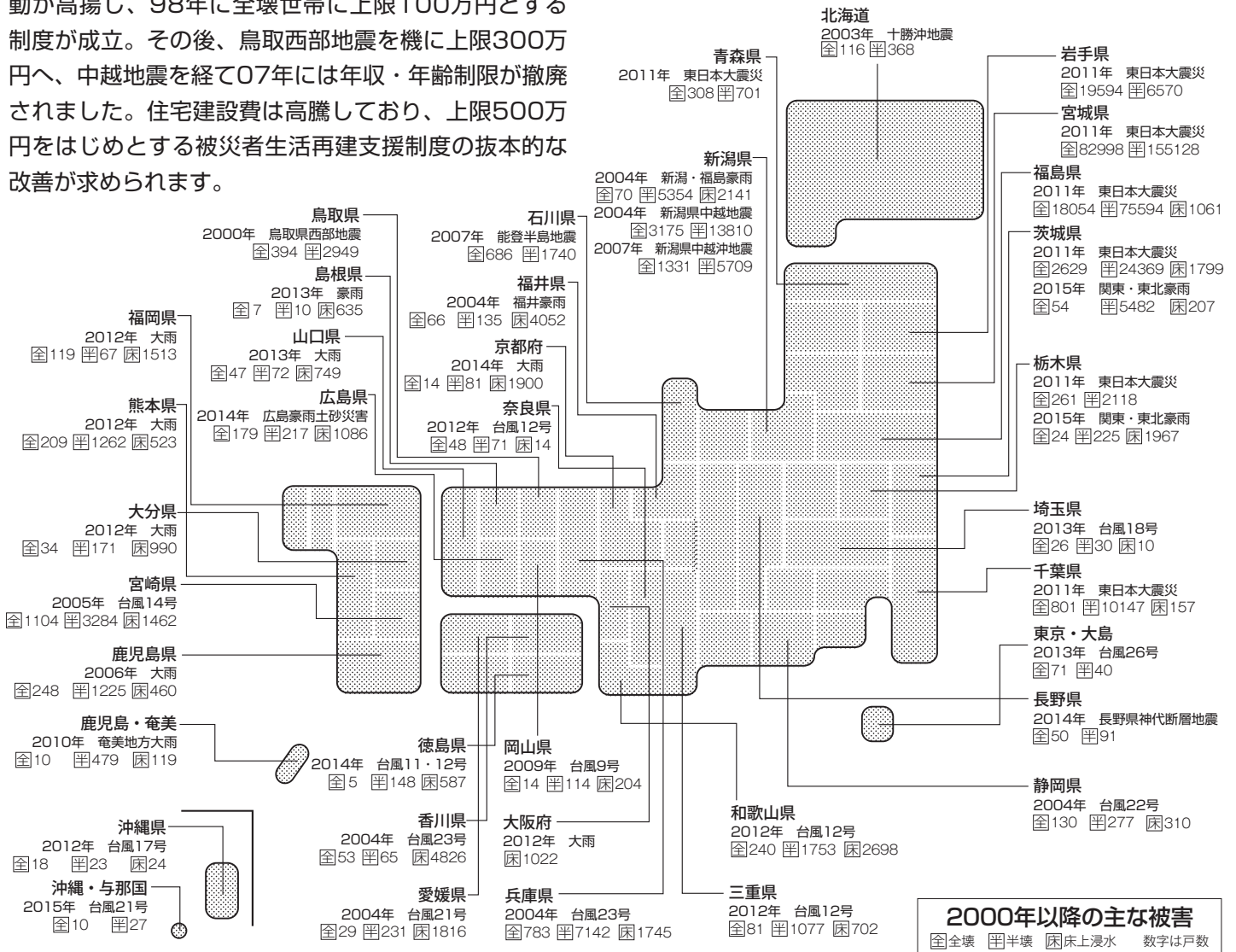




住宅再建の支援金は500万円に増額を

地球温暖化による異常気象のもと自然の猛威が各地を襲っています。被災者生活再建支援法は、1995年の阪神・淡路大震災以降、財政支援を政府に求める運動が高揚し、98年に全壊世帯に上限100万円とする制度が成立。その後、鳥取西部地震を機に上限300万円へ、中越地震を経て07年には年収・年齢制限が撤廃されました。住宅建設費は高騰しており、上限500万円をはじめとする被災者生活再建支援制度の抜本的な改善が求められます。

多発する自然災害



保険での「自助」強調し、充実に背をむける政府

政府は「保険による自助・共助が基本」と言いますが、地震保険の世帯加入率は28.8%(14年12月末)。しかも、地震保険は火災保険に付帯し、その補償額も火災保険の5割が上限です。これではローン返済で消えてしまい、住宅再建はできません。

資材や人件費の値上がりによって住宅建設費は高騰しています。当面、500万円に引き上げ、同一市町村で全壊10世帯以上という要件の見直しや半壊も対象とするなど、制度改善が求められます。

被災者生活支援制度

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

支給額は、①②の2つの支援金の合計額となる(※世帯人数が1人の場合は、各該当の金額の3/4の額)。申請先は市町村

災害被災者支援と 全国災対連

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 全労連気付 TEL03(5842)5611 FAX03(5842)5620 E-mail:saigai-shien-kaizen@zenkoku-saitairen.jp

国会請願署名にご協力ください

